さいたま市地域包括支援センター運営協議会委員公募要領
第６条に規定する「別に定める基準」

１　書類選考

次の評価基準に５点を配点する。

評価基準に基づき書類審査等を行い、性別及び地域性のバランスに配慮し、公募委員を決定する。

評価基準	配点
①応募理由に積極性・熱意が感じられるか	５点
②問題意識・意見・提言が運営協議会の趣旨に沿っているか	５点
③意見に一貫した論旨があるか	５点
④将来を見据えた具体的かつ有効な提言があるか	５点
⑤経験に即した意見が期待できるか	５点

※採点基準（５点：非常に優れている、４点：やや優れている、３点：普通、
２点：やや劣る、１点：劣る）

２　選考調書

さいたま市地域包括支援センター運営協議会公募委員採点表

３　その他

この基準は、令和２年１０月２１日から適用する。